

# ほっと すぺ〜す

No.136  
2022・2



全国手をつなぐ事業所協議会ニュース

今号では

◆「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が令和4年2月から  
スタートしています



【手をつなぐとなみ野の事業所の皆さん】

**全国の事業所から**

(社福) 手をつなぐとなみ野  
らぶあけぼの  
ぴーすあけぼの  
《富山県 小矢部市》



# ほっとすぺ～す

## 今号の目次

No.136 2022年2月発行

3



「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が令和4年2月からスタートしています

5



令和3年度 全国手をつなぐ事業所協議会 全国研修大会  
岩手県大会（2月12日）を開催しました

全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一

6



ブロック担当理事から（2）

中国・四国ブロック担当理事	岩月 成臣
近畿ブロック担当理事	飯塚 聡
東海・北陸ブロック担当理事	遠藤 洋輔

9



On The Frontline ～ 前線に立つ ～

どんどん、わがまを言ってください。それをニーズに変えます！  
特定非営利活動法人 たんとの会（東京都 立川市）  
総合施設長 郡司 晴雄 さん

16



全国の事業所から

共生型グループホーム 「らぶあけぼの」  
共生型デイサービス「ピーすあけぼの」  
（富山県 小矢部市）

18



寄せられた声

障害者事業所とは（4）

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会  
副理事長 白杉 滋朗

22



編集後記



## 全国事業所協議会より

# 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が 令和4年2月からスタートしています

すでに報道でもありましたとおり、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続されることを前提として、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の収入を3%程度引き上げるため、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が設けられることになりました。

障害福祉サービス事業者等の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ 厚生労働省

## 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内 令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。また、10月以降は、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

### Q1. 交付金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る交付金の額を毎月算定・支給されます。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\text{ある月の総報酬} \times \text{交付率} = \text{交付額}$$

(〈基本報酬+加算減算〉×  $\frac{1}{\text{単位の単価}}$ )

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金が交付されます。
- 事業所の判断で、福祉・介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

### Q2. 交付金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

- ①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること  
◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

- ②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること  
ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。  
◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。  
◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。  
◆令和4年2・3月分として見込まれる交付金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

- ③交付金の全額を賃金改善に充てること  
かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること  
◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。  
◆「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。  
◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。  
◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

### Q3. 事業所内での交付金の配分方法は？

A3. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。
- 令和4年2月分から9月分の交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。（月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。）

### Q4. 交付金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。交付金は国保連が支払います。

- 交付金を申請する場合、事業者は、都道府県に計画書を提出してください。申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた国保連が交付金を事業者に支払います。
- 報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、この交付金の届出先は都道府県です。
- 実施期間終了後、事業所は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。（要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。）

申請から支払いまでの流れ



### Q5. 交付金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。交付金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

令和4年				令和5年	
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
交付金の支払い					
賃上げ開始の報告	計画書提出	交付金支払い開始		交付金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター  
電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）  
受付時間：平日10:00～16:00

※具体的な申請等の手続きにあたっては、各都道府県障害保健福祉担当主幹部局にご確認ください。

この交付金の申請をすることができるのは、障害福祉サービス事業所のうち、福祉・介護職員処遇改善加算のⅠからⅢのいずれかを取得している事業所になります。（就労定着支援，自立生活援助，地域相談支援，計画相談支援，障害児相談支援は対象外となりますので，ご注意ください。）

また、令和4年2月・3月から実際に賃金改善を行うことが条件であり、補助額の3分の2以上は福祉・介護職員等の「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」等として、賃金改善に使用することになっています。（ただし、2月分・3月分は一時金による支給が可能とされています。）

申請先は各都道府県になっていますので、ホームページ等で確認をしてください。



## 全国事業所協議会より

### 令和3年度 全国手をつなぐ事業所協議会 全国研修大会 岩手県大会（2月12日）を開催しました

1月中旬より全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大している中ではありましたが、2月12日に岩手県盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡にて、令和3年度 全国手をつなぐ事業所協議会 全国研修大会・岩手県大会を開催しました。

今大会のテーマは、東日本大震災の被災から10年という節目で東北で開催されるということや、新型コロナウイルス感染症も事業所で拡がりつつあるということから、「ウィズコロナの事業所の未来を考える～求められる事業継続性の強化を果たすためには？～」として、事業所における事業継続計画（BCP）の策定と運用を念頭に入れたものとなりました。

今回は全国各地で「まん延防止等特別措置」も発出されている中での開催で、感染拡大防止の観点から、参集する方を北海道ブロックと東北ブロック内に限定し、他のブロックからの参加者については、インターネットを使用したLIVE配信をご覧になっていただく形態とし、日程についても1日での開催としました。当日は会場に103名、LIVE配信で103名（事前申し込み数）の方を集めて開催をすることができました。

なお、LIVE配信で視聴をすることが出来なかった方もいることから、3月1日から31日まで録画配信も行っていますので、お申込みがお済みでない方でご視聴を希望される場合は、全国手をつなぐ事業所協議会 事務局（電話：019-613-7200）までご連絡をお願いいたします。

大会の詳細については、次号で報告をさせていただきます。

（全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一）





## 全国事業所協議会より

### 各ブロックの理事から（2）

前号ではブロック担当理事9名のうち、沖縄ブロックと九州ブロックの近況等について掲載をしました。

今号は中国・四国ブロック、近畿ブロック、東海・北陸ブロックの担当理事になります。

#### 中国・四国ブロック担当理事

（社福）めやす箱 岩月 成臣



中国・四国ブロック担当の岩月でございます。

中国ブロックでは48事業所、四国ブロックでは33事業所のご加盟を頂いております。

岡山県の小規模事業所協議会活動としましては、年3回の研修会の開催（うち1回は施設見学）を岡山県手をつなぐ育成会育成会事務局の方々の全面的なバックアップのもと運営が行われている状況にあります。本年度もコロナウイルスへの対策をしながらという難しい状況下ではありましたが岡山県手をつなぐ育成会事務局にZOOMの活用をしていただきながら予定通り3回の研修を行いました。

現状では、他県の状況をすべて把握するのは難しい状況ではありますが、中国・四国ブロック担当理事としましては、1. 加盟事業所数の増加（各県の担当増加）、2. 各県が活発な事業所協議会活動を行えるための協力体制づくりの2点を進めていけたらと考えているところでございます。

話は変わりますが、私は全国手をつなぐ事業所協議会の政策委員会も担当をさせていただいております。昨年は皆様に事業所アンケートへのご記入にご協力を頂きまして誠にありがとうございました。現在、松崎委員長をはじめ事務局の方々にアンケートから協議会としての要望の取りまとめを行っているところです。

また次年度からは毎年7月頃を予定していますが、事業所の現状調査（A4用紙1枚程度）へのご協力をお願いしたいと考えております。お忙しいところ誠に恐縮ではありますが加盟事業所の要望を少しでも国に挙げるべく、ぜひご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、コロナウイルスの感染者数が増えてまいりました。支援や対策等大変な状況下での事業所運営が続きますが、皆様くれぐれもご自愛ください。

## 近畿ブロック担当理事

（社福）大阪市手をつなぐ育成会 飯塚 聡



全国手をつなぐ事業所協議会の近畿ブロックを担当しております飯塚です。

私は他の理事とは異なり、大阪市手をつなぐ育成会が設置・経営している事業所に勤務をしているのではなく、親の会育成会の事務・法人内事業所の総括・事業所協議会の事務の業務を担う法人本部にいます。

また、近畿ブロックでは、大阪府を除く5府県2政令市の皆さまに事業所協議会に加盟していただいております。幸いにも元々、近畿ブロックは親の会育成会と事業所協議会の関係性は良好であり、親の会育成会の事務局にご協力いただけていることは大変ありがたいです。

現在、全国手をつなぐ事業所協議会では、（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の正会員化を目指しています。1990年に事業所協議会が全日本手をつなぐ育成会内に設立されて以来、「親の会と事業所は両輪」という関係を大切にできています。しかし、2003年（平成15年）の支援費制度の導入、2006年（平成18年）の障害者自立支援法の施行といった制度変遷により、障がい福祉の分野も高齢者福祉と同様に民間法人の参入が相次いでいます。このようにサービスのユーザーとしての利用者と、サービスの提供者である事業所という図式になると、本来は利用者の可能性を追求するために必要となるサービスの提供でなく、見栄えや世間映りが良いサービスを提供すると、そちらに利用者やご家族が向いてしまっている傾向があります。

当事者団体としての親の会育成会も、ご家族の感覚が変化していることから時代にマッチすることが求められており、同様に事業所協議会も運営の中心となる方々の世代交代が進んでおり、新たな感覚を取り入れることも必要になってきています。他の事業者団体とは異なり、親の想いがたくさん詰まった団体ですので、利用者さんやご家族に寄り添った会の運営ができればと思っています。

近畿ブロックは親の会育成会の連帯感が強く、2カ月ごとに親の会育成会のブロック役員会議が開催されており、その中ではブロック担当から全国事業所協議会の現状報告もしており、各府縣市育成会の役員さん達も事業所協議会の動きに関心を持っていただいております。全国事業所協議会が全国連合会の正会員となった際には、各都道府県の親の会育成会と同じ立場になりますが、今後も近畿ブロックでは親の会育成会と連携しながら、事業所協議会を進めていきたいと思っております。

結びになりますが、皆さまの事業所も全国事業所協議会にご加入いただいておりますので、地元だけでなく各地の事業所の皆さんと繋がっていただき、自らの事業所がより良くなるようにしていただけたらと願います。

## 東海・北陸ブロック担当理事

（特非）静岡県作業所連合会・わ 遠藤 洋輔



全国手をつなぐ事業所協議会の皆さま、遅ればせながら、新年明けましておめでとうございます。

東海・北陸ブロック担当理事の“静岡県作業所連合会・わ”の遠藤と申します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

早いものでコロナ発生から約2年の時間が経過しました。その間、様々な事業継続支援が講じられ、現在も続けられています。私の所属団体も種々の支援金等を活用してその活動を継続していますが、身の回りのお店では時短営業や閉店が増え、その景色は随分と変わってきています。障害福祉サービス事業を含む社会保障制度においては、その継続が必要不可欠なものであることから、更なる支援策がとられつつ今日を迎えています。

さて、現政権では発足時より掲げられていた「公的価格の抜本的な見直し」の方針に基づき、公的価格評価検討委員会が設置され、看護・介護・保育分野の賃金改善が議論されています。その一方、昨年11月の閣議決定では2月からの改善が先だって謳われ、先日「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」として概要が示されました。

この交付金がこれまでの処遇改善と大きく違う点は、やたらとベースアップを強調しているところです。公的部門が先んじて春闘の後押しを！という思惑だと思われますが、先走り感が強く、閣議決定内容を見ても今後について不確かさを大いに感じます。事業経営の立場からすれば、こんな不確かなものでは恒久的な改善は・・・というのが正直なところです。

とはいえ、日々コロナ対応に神経をすり減らしつつ支援に当たっている職員を思えば、無視するという選択はあり得ません。まずは、2月分・3月分については一時金としつつ、4月分以降の要件である「ベースアップ等」について都道府県と協議していこうと考えています。（恐らく、従来の処遇改善加算と同様、給与規程等においては原資を明示した条件付き手当を認めるものと踏んでいます）

オミクロン株による感染拡大の最中、報酬改定同様に準備期間が少なく、政権の実績作りに利用されるようで個人的には釈然としませんが、10月以降の更なる処遇改善施策が実施されることを願い、活用していきたいと思えます。

# On the frontline

～前線に立つ～

「On the frontline ー前線に立つー」では、障害福祉を前線で支える「人」にスポットライトを当てます。

今回はご紹介するのは郡司 晴雄さんです。東京都立川市にある、NPO法人たんとので副理事長・法人事務局長・総合施設長を兼務されています。

立川市は人口が約18万5000人ほど。東京都の多摩地区26市町村の真ん中に位置する中核都市です。米軍横田基地に隣接し、陸上自衛隊立川駐屯地・立川飛行場もある東京では重要な地域です。

郡司さんは年齢48歳、趣味は海外旅行（コロナが落ち着いたら大好きな台湾に行きたいです）とのこと。東京の障害福祉を牽引するリーダーです。

## 第8回

どんどん、わがまを言ってください。  
それをニーズに変えます！



特定非営利活動法人 たんとの会  
総合施設長 郡司 晴雄 さん

【松崎】 今日ご紹介するのは郡司晴雄さん、東京都立川市で障害福祉の前線に立っていらっしゃいます。今は法人の副理事、事務局長兼務とのこと。

また私たち東京の地域法人協議会の中心メンバーの一人として自主製品部会長や広報誌の編集委員もしていただいています。

初めに、障害福祉の仕事に入った経緯を教えてください。

【郡司】 大学を卒業して、まずは一般企業で就職を・・・と考えました。接客業に興味があったのでチェーン展開のホームセンターに就職しました。

大学は教育学部で教員免許も取っていましたので、社会経験の一環で一般企業へ就職しましたが、そのうちには教育・福祉の分野へと思っていました。しかし、大学時代の先輩等を通じて、教育や福祉業界も学ばなければならないことが多いと気づき、早めの転職となりました。1年半の経験でした。短くてもその頃の経験が今の人生に生かせる部分もありますね。

【松崎】 そうですか教育学部で勉強されたとの事ですが、福祉に興味を持ったきっかけ何だったのでしょうか。

【郡司】 教育学部に入ったのも、子どもが好きで児童関連の方へ行きたいとの思いがあったからです。

私は第二次ベビーブーム世代ですので、大学を卒業して就職するころは、バブルが崩壊し、就職氷河期へ入る頃でした。養護施設などのことも大学時代のゼミの先輩から話を聞いたり、他の福祉分野もいろいろと探しましたが、なかなか転職も条件通りにはいかず、福祉人材センターへ行った時に障害者分野もどうかと言われ、この世界と繋がる事となりました。25歳頃だったと思います。

【松崎】 そうですか、その時の企業での時間が今に生きているところもあるわけですね。

他の道もある中、どうしても福祉にという気持ちになったところをもう少し聞けたらと思いますが、その引っ掛かりみたいなものは何だったんでしょうか。

【郡司】 子どもが好きで、教員免許を取ることを目的に大学に入ったわけですが、その時に教育には学校教育だけではないこと、社会教育などさまざまな分野があることに気がつきました。子どもが好きでしたから児童養護施設など、子どもの学校教育以外の支える人間になりたいともそのころ感じ始めていました。福祉分野といっても児童・高齢・障害といろいろとあり、また就職



【立川けやき福祉作業所（就労B型）】

時はなかなか狭き門でした。共通して言えることは、人と触れ合う仕事をしていきたいとの思いがあったことです。そして転職活動を経て、その時の出会いに縁を感じて入職しました。

【松崎】 本当は学校の先生になりたかった？

【郡司】 始めはそうだったんですが、教育実習へ行って、違和感と言いますか、なにか違うと感じたんですね。枠の中で子どもたちを見るというような感じに見えてしまって、自分は一人一人を見たいと感じた。福祉的なところの方が良いと感じたきっかけでした。

【松崎】 ではこの障害福祉の世界へ足を踏み入れたところからのお話を聞かせてください。

【郡司】 最初に就職した作業所は立川の親の会が設立した作業所で「立川こぶし第二作業所」というところでした。1998年頃に入職し、その時の上司（後の理事長）との出会いが、ここまでこの世界で働いていることへと繋がる出会いとなりました。その理事長が定年でお辞めになった後、

新たな事業所作りをするとのことで、現在の立川たんとの会の設立に加わって今に至ります。

【松崎】 いま郡司さんがここにあるのは、当時の理事長さんとの出会いが大きかったと言う事ですね。

作業所に入職した際はなにか違和感はありませんでしたか？

【郡司】 違和感はなかったのですが小さい作業所で、ここで生活を成り立たせていけるのかと感じたことは確かです。

親の会が作った作業所でしたので、親（特に母親の方）との関わりが多く、家族のようなアットホームな感じでした。この業界での初めての職場でしたので、どこでもこのようなものかと感じていたのかもしれない。

しかし、そこでこの仕事を続けていくターニングポイントとなった事がありました。障害者の方への支援について、まだよく分かっていなかった頃のことです。自閉傾向のある重度の方で、なにか虫の居所が悪かったのか、作業用品や商品をまき散らす行為があったんです。それを止めようとして、今では考えられないような対応、恥ずかしくて言えないような対応をしてしまいました。その時「ああ、自分はこの世界に向かない」と後片付けをしていて感じたんです。でもそれと同時にふと思いつきました。「親（保護者）は、嫌でも親（家族）を辞めることができないのだな」と。障害者の親でもない自分は、向かないとか嫌だなと思えば辞められてしまう。それは余りにも自分本位だと。我々職員は嫌だから辞めていいのかと。その時、この仕事をやり切ろうとの思いに至ったんです。親にはなれないが、兄弟のような関わりをと腹を決めました。それが今まで続けてこられた原点になっています。携わって25年程となりますが、今はそんなことを思っています。



【リサイクルショップけやき  
（就労B型）

【松崎】 そうでしたか。ターニングポイントのお話を聞いてなるほどと感じました。郡司さんは障害福祉に向いている方ですね。

【郡司】 どうでしょうか。ただ一般企業に勤めていた時は、朝の8時から夜の1時くらいまでのハードな仕事をしていても辛いと感じることもなく、また辞めたいと思ったこともなかったんです。しかしこの仕事については、この障害福祉という仕事に自分は向いているのかどうかと色々なことを考えてきました。企業で働いていたころより葛藤しながら前に進んでいる感じがしますね。

【松崎】 親は辞めることができない、という事に気付き、障害のある人たちを

支えていきたいと感じた。そのように感じている方はこの障害福祉に向いている人だと私は思います。

私は兄弟の立場で、勝手に使命感を持ってここに至った人間ですが、近くに居過ぎると逆に親に対して優しくできない面があります。親が支援する必要性よりも、親が近くで支援し続ける事の混乱、泥沼化が気になり、どうしても諭したくなってしまいます。郡司さんの方が向いていると思いますよ。

親（保護者）が作った作業所は親（保護者）が中心にやりたいことをやっていた。古き良き時代と言えそうですが、大きな観点からすると非常に無責任で、人権や権利を気遣う余裕もなく、毎日みんなで働いて過ぎて行く感じでした。私もそこで過ごしてきた一人ですし、当時はそれも必要な1段階だと思います。今は制度が良くなり、本人本位で事業を組むきちんとした状態になっていますが、かえって人はこれを辛いと感じることもある。

【郡司】 自分が入職した当時は制度があつてないような状態で、すべて自分たちの手作りでやっていこうとしていた状態でした。当時は本当に良くも悪くも古き良き時代だったと思います。ただ、新しい職員にはその頃のやり方で同じことを伝えていってはいけないとも思っています。今後に向けていいものを作り上げていきたい。昔話に出て来ることで済ませるのではなく、大きく時代は変わっているのだと伝えていかなくてはならないと思っています。

【松崎】 良い部分は残しつつ、変化に対しても柔軟に対応することは必要ですね。

それでは、郡司さんが携わっている事業について教えてください。

【郡司】 現在たんとの会では、就労継続支援B型事業と生活介護事業を運営しています。特に生活介護事業については、設立し2年半が過ぎたばかりのまだ新しい事業です。



【生活介護事業所 糸（いと）】  
（3階部分）

B型事業所では、やはり工賃アップを一つの特色としています。ただコロナ禍の影響もあり、なかなか思い通りにいかない現状があります。生活介護についても生産活動半分と余暇時間を中心とした日々のカリキュラムを組んでの日中活動を特色としていますが、やはりコロナ禍とあって立ち上げた当初のカリキュラムから方向転換せざるを得ないことも多く、一筋縄ではいかない状況です。

また1年数カ月ぶりに新しい職員が入職しました。グループホームの立ち上げ等の声も上がっています。ニーズに応じていけるよう、将来を見据えていきたいと思っています。

【松崎】 B型の工賃は大体どのくらいでしょうか。

【郡司】 22,000円程ですね。リサイクルショップが稼ぎ頭で、廃品回収やポスティングなどの他、軽作業が多いです。リサイクル品は地域の方からいただいていることで成り立っています。今はネット販売なども利用しています。

生活介護については、コロナで外出するにも周囲の目もあるので、少人数で出かけたり、自主製品ではグリセリンの石鹸・クッキー・パウンドケーキ作りなどしています。創作活動や調理実習なども保護者の方と相談しながら、室内で出来ることを模索しています。

B型と生活介護はプログラムも分かれていて、生活介護のフロアは20人定員ですが、広々としています。事業所の賃料はリサイクルショップとB型、生活介護の3つで70万円程。定員は2つで40人定員、現員はB型18名、生活介護18名となっています。

【松崎】 B型と生活介護をしているとよく言われるのが、表向き生活介護でも内容はB型とかわらない「なんちゃって生活介護」の多さ。郡司さんのところはどうか。

【郡司】 そうですね始めは否定できない状況で、B型との多機能なので出来るだけ生産活動をやりたいというニーズがあったんです。ですが今はカリキュラムをわけています。生活介護は重度化で作業をすることがほとんどなくなってきているのが現状です。

また重度化の影響で自力通所が難しい方が多く、B型でも送迎はしていますが、生活介護の送迎利用者は100%になっています。立川市は横に広がった形であり距離が出るところもありますが、どうか対応しています。あまり大雪が降ることはないですが、タイヤの履き替えは早めにして安全確保に重点を置きながら対応しています。ショートステイやグループホームを利用する方もいらっしゃるなので、週明けで自宅に迎えなのかショートステイ先なのかなどいろいろ工夫する必要があります。



【公園清掃作業（就労B型）】



【グリセリンの石鹸】



【新食感のドライマシュマロ】

このニーズに対応することで特別支援学校から毎年希望者があり、手前味増ですが人気が出ています。期待に応えられるところはやっていきたいですね

【松崎】 送迎対応することで人気が出、事業所利用を希望する方が増えているわけですね。対応する職員さんは大変だろうと思いますが、ニーズに応えることの大切さを感じます。先程、新しい職員が入職されたとの話も聞きました。労務管理についてはどうでしょうか。

【郡司】 新しい職員を今回2名採用しました。どちらも未経験の方です。未経験の方は特に吸収力があるところが良い部分かと思います。経験者は即戦力となりますが、以前の経験を語られることも多く、今いる職員と上手くいく部分と難しい部分が出て来ることもありますね。携わってくれている職員と共に、前に進んでいければと思っています。

【松崎】 それでは郡司さんにとっていま一番大事に思っていること、訴えたいことについて教えてください。

【郡司】 私が福祉従事者として気を付けていることの一つに利用者、ご家族の皆様へのニーズにどう応えていくかと言う事があります。特に法人経営に携わるようになり、その気持ちは強くなりました。当たり前と思われれるかもしれませんが、これがなかなかの難題だと感じています。皆さんからの意見に耳を傾けてみると「これはニーズではなく、わがままなんじゃないかな」と感じる事もあります。しかし、親として本人の希望、我が子の生活をよりよくしたいと願う思いからすれば当然のことです。

ですから私は常々、利用者、ご家族の皆様には「どんどんわがまを言ってください、そのボールを私たちが打ち返すことが出来れば、それはニーズに変化し全体へも広がっていきます。事業所の力にもなります。またそのボールを打ち返せなかった時は、次期尚早で法人に力がないから・・・」とご説明しています。そのようにして何もない中から、朝夕の送迎サービス、北海道等の大型旅行など一つ一つ手作りでご意見を形にしてきました。新たに生活介護事業所を立ち上げたのも、あるご家族様からの「部屋が狭くなったね」の一言からです。

ですが「わがまま」をニーズへ変換する過程で、職員がパンクしてしまったりは本末転倒、支援が成り立ちません。ニーズを受け止めることには限界もあり、受け止める際のルール設定をすることも忘れてはいけません。今あるものを当たり前と感じ、その受け止め方やそれぞれの気持ちも変化します。ニーズに応えていくためには、法人やそこに携わる支援員が、今まで以上に柔軟な思考を持つことが大切だと思っています。

50年、100年先の制度がどう変わっていくかは分かりませんが、利用者様に寄り添い、共に成長していける福祉従事者であり続けることは不変でありたいと思っています。

【松崎】 時代が移り変わり、障害福祉全体に本人意思の尊重が浸透しつつあります。しかし知的障害者の場合、本人が相手に言葉などで自分の思いを伝えることが難しく、そこから起きてくる課題もあります。親の意見の

尊重が時として本人の意思尊重にならない時もあり、特に重度の方程そのような傾向にあるように思われますが、そのあたりはどうでしょうか。

【郡司】 そういうこともあるかと思います。行政含め、多くの方のご意見をいただきながら展開を考えていく必要があると感じています。立川ではショートステイやグループホームが少なく、そしてそれを利用できない事が多い。法制度が進むにつれ、行政との距離間にも変化が生じています。行政へは現状報告のみで終わってしまうことも多くなりました。すると方向性が作れず、先立つものがないと検討すらできないこともあります。

「共に働き、共に成長し、共に輝く」が私の法人理念です。この「共に」という言葉には皆が支え合って生きていくという考え方が根底にあります。障害福祉に従事して20年以上が過ぎましたが、その間も様々な方と出会い、支えられ、私なりに前進し変わってきたと思っています。

規模が小さな法人ではありますが、バランスを考えながら、応えられる要素(地域のニーズ)が残っていることにも注力して、皆で協力しながら進めていければと思っています。

【松崎】 郡司さん、本日はありがとうございました。「わがまま」から「ニーズ」への変換、そして利用者に寄り添い続ける福祉従事者として邁進する姿、とても印象的でした。今後のご活躍も期待しています。

冒頭にも記載をしましたが、郡司さんは東京の地域法人協議会で、自主製品部会長としても活躍をされております。たんとの間でも新たな自主製品の販路開拓として、メルカリSHOPでインターネット販売も始めているようです。今回の紹介をした他にも多くの自主製品を展開されていますので、ネットショップにもご訪問をしてみてください。

たんとの間 @mercari shops

<https://mercariapp.page.link/iEouZ9b1Ga1EhSaDA>



QRコードを読み取ってください

QRコードをスマートフォンで読み取っていただくことで、メルカリShopsの画面に進むことができます。

※メルカリShopsを開くにはメルカリアプリのインストールが必要です。|



《スマートフォンのみ対応》

(全国手をつなぐ事業所協議会 理事長 松崎 伸一)

# 全国の事業所から

共生型グループホーム 「らぶあけぼの」  
共生型デイサービス「ぴーすあけぼの」  
〔社会福祉法人 手をつなぐとなみ野〕  
（富山県 小矢部市）

2003年（平成15年）、小矢部・砺波・南砺の3市（砺波圏域）の無認可作業所4カ所を同一法人として「社会福祉法人手をつなぐとなみ野」を設立。その後、2006年（平成18年）の障害者自立支援法施行時には、圏域内の無認可作業所4カ所を同一法人とし、現体制となりました。当時は小規模作業所の法人化が全国で進められている時期でした。しかし、2市10か町村（現在3市）の枠を越えての法人化は、全国的にも類をみないと位置づけられるものでした。

スタート時より「共に生き 共に働き 共に暮らす」という理念をかかげ、共生社会の実現を目指してきました。地域・利用者のニーズを取り込みながら、就労継続支援事業所8カ所（分場含む）を基軸として、障害者が暮らすグループホーム5カ所や生活介護事業所、指定特定相談事業所、また、利用者・保護者の高齢化に対応すべく、認知症高齢者と障害者がひとつ屋根の下でいたわり合い支えあいながら暮らす共生型グループホーム、さらには認知症高齢と障害者が共に利用する共生型デイサービス事業所（児童の日中一時支援事業・障害者グループホーム併設）など、順次事業を展開してきました。



【ぴーすあけぼの外観】

手をつなぐとなみ野には法人の歌があります。日頃から地域に愛され、地域に根ざした法人をめざして地域との連携を大切にしてきたご縁で、設立10周年を機に支援学校の先生に作詞作曲していただいたものです。

エリアとする小矢部市は「稲葉山そよぐ風に…」、南砺市は「医王山望む里に…」、砺波市は「チューリップ映える街に…」。ことある毎に利用者と職員が共に歌い、更に絆を深めています。

今回は、当法人で運営をしている共生型グループホーム「らぶあけぼの」と、共生型デイサービス「ぴーすあけぼの」をご紹介します。

まず、共生型グループホーム「らぶあけぼの」になります。

障害者自立支援法や介護保険法には、共生型グループホームという類型はありませんが、「らぶあけぼの」では介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業所と、障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業所を同一建物に併設し、共生型グループホームと呼んでいます。

1階は、認知症のお年寄り9人の1ユニットのグループホームで、家庭にいたような雰囲気の中で、安心して共同生活が送れるように介護しています。

2階は障害者のグループホームで、6名の利用者が世話人や支援職員の支援を受けながら生活し、日中は職場や作業所などへ通い、一人ひとりが自分のペースで暮らしています。休日には、2階にお住まいの障がいのある方が、1階にお住まいのお年寄りの外出に付き添いをしたり、掃除や話し相手をするために1階を訪れています。



【1階・2階で合同クリスマス会】



【母娘とスタッフによる外出支援】

次に共生型デイサービス「ぴーすあけぼの」になります。

1階のデイサービスでは、「笑顔でぴーす、自分色の花を咲かせよう」をモットーに障害者（生活介護）と高齢者（通所介護）がお互いを尊重し、助け合いながら楽しく過ごせる空間を提供しています。デイ及びプレイルームは木のぬくもりを感じる部屋となっています。特に昼食は自前で調理をして、「温かくておいしい」と利用者の皆さんから好評をえています。

2階は障害者のグループホームとなっており男性6名が生活をし、日中は、法人内外の就労支援A型や就労支援B型の事業所へ通っています。



【コスモス畑での散策】



【エコ活動にチャレンジ中】

（社会福祉法人 手をつなぐとなみ野 マネージャー 辻 信明）



## 障害者事業所とは（４）

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会  
副理事長 白杉 滋朗

ややもすれば私たち障害者事業所は障害当事者を地域から分離するような役割を担ってしまっているのでは・・・というような論点で前号は終わりました。

私たちは、障害のある人が社会参加するための機会、場所として事業所運営をしているつもりです。しかし、能力により人を評価しようとする社会の価値観は、地域の一般企業をして「障害者と一緒に働く」というところへは踏み出させず、障害者を障害者事業所に留めています。多くの市民も「障害者事業所（作業所）は？」と問われると『障害のある人が働いたり活動したりするところ』と答え、『作業所をベースにして社会に帰ってくるための場所』とは考えていません。月額工賃が16,000～7,000円程度であると聞いても『障害やからなあ』と人ごとに過ぎないのです。

この価値観を打ち破らないことには障害者も働いて社会参加し、自らの汗で稼いだ収入により生活をデザインしていくことはできません。そのためにはまず障害当事者が「私も普通に働きたい」と声を上げねばならないのですが、その声はすでに全国各都道府県の育成会本人部会やピープルファーストといった運動の中で上がっていると私は考えています。その声が形として現実のものになっていない点が問題なのです。では何故障害者の「働いて社会参加」が実現しないのでしょうか？

「障害者事業所が障害者を地域から分離」していると、少し刺激的な論陣を張りましたが、地域が「障害者」を障害者事業所に任せきり、私たち事業所も引き受け切ってしまう、その関係が固定化していることが問題なのです。先に記しましたように事業所は「障害者が（ず～っと）働くところ」ではなく、社会参加へのステップの役割があることを認識すべきです。事業所が地域連携の中で社会参加し、本人たちの事業所での活動が地域社会とつながっていること自体は素敵なことですが、それはあくまで事業所というフィルターを通しての社会参加です。

インテグレーション（統合）教育が叫ばれて久しいですが、インクルーシブ教育を標榜する文部科学省は「障害児も特別支援教育をして教育にインクルーシブ（包括）されている」と主張し、分離教育を放棄しません。似たような英語が並び少々ややこしいですが「多様性」を認め尊重する社会を目指すなら様々な多様を「結合」していくインテグレーションと少数を「包括（包み込む）」するインクルーシブの違いを私たちは考えていくべきです。かなり以前のことですが、村木 厚子 元事務次官が「文科省の人には叱られるかもしれないけど18歳まで分けておいて『20歳からともに働け』というのは無理がある」と「健常者」の「障害・障害者理解」不

足を嘆かされていたことを思い出します。


教育の大切さを痛感するエピソードですが、18歳まで分離された本人たちと地域の関係が固定化している現在、両者を結んで（インテグレート）いく機関として事業所の存在意義があることを私たちは承知すべきです。いずれ統合教育が進む中で地域の障害理解が深まれば「障害者が働く場所」としての事業所の役割は終わるのでしょうか。しかし、それは少し先の話で地域と本人たちをジョイントする障害者事業所の役割は重要です。

包み込む（インクルーシブ）ことと手をつなぐ（インテグレート）は似て、けっこう異なる概念のようです。多様性を認めていこうとする社会の中で、どちらが対等性を担保していると皆さんはお考えでしょう。次号は多様性の一つである「障害」をどう地域に結合させていくのか、事業所の役割を考えていきたいと思えます。【次号に続く】

「寄せられた声」欄へのご意見等は、事業所協議会事務局までお願い致します。

送付先：zennoku-ikusei-zigyousyo-news@outlook.jp

制度に対する提言や現場での取り組みについての投稿もお待ちしています。



ウチダシシステムズの通販をご利用頂ければ、  
事務用品・衛生用品などが  
**全国手をつなぐ育成会連合会  
事業所協議会様向けの特別価格で**  
お安くご提供できます！

もっと便利に！  
もっとたくさん！

コピー用紙 定期配送サービス  
介護用品 定期配送サービス

**ポイント①**  
760万以上の商品を  
「事業所協議会の皆  
様だけの特別価格」  
でご提供します！

**ポイント②**  
最短翌日配送のス  
ピードで欲しいものが  
直ぐに届く！  
※一部、対象外の地域有

**ポイント③**  
請求書を科目や事  
業毎に分けることが  
出来るので経理業務  
が楽に！

ご相談は下記までお問合せ下さい。  
株式会社ウチダシシステムズ 福祉施設営業部  
TEL：03-3537-0888

# 知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

●日常生活に関する相談支援 ●就労に関する相談支援 ●権利擁護に関する相談支援  
の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

## 主な補償内容

病気やケガで入院したとき  
入院給付金

賠償責任を負ったとき  
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき  
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金  
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき  
弁護士費用等補償  
※プランによって補償します

病気で死亡したとき  
疾病葬祭費用保険金

就労中に他人にケガをさせたり  
物を壊してしまったとき  
職業従事中事故対応費用補償  
※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

## ●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約145,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

## 生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、  
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

### 保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者  
株式会社 ジェイアイシー  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11  
新宿三井ビル2号館2F  
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774  
受付時間: 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社  
AIG損害保険株式会社  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>  
東京第二プロチャネル営業部  
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階  
TEL: 03-6894-9110  
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

### ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会  
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。  
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>  
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の  
各都道府県団体の事務局となります。

2020年12月現在の内容です。(D-004959 2022-03)

病気やケガが絶えない…  
成人病や生活習慣病に備えたい…



他人の物を壊してしまった…



このようなお困り事に  
心当たりがある方に…



虐待・雇用現場での差別など  
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(株式会社)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・  
発達障がい、ダウン症、  
てんかんの有る方、  
ご家族に

弁護士が  
全面的に  
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護賠償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、  
弁護士がサポート



※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

## 編集後記



北海道では年明け早々大雪が降り、身の丈を越える道路脇の雪は残るものの、例年の冬の様相に戻りつつあります。

新しい年を迎えましたが、未だコロナの話題が真っ先に浮かぶというのは残念でなりません。2年にも渡り対策を講じ続け、その成果が出てきたと思いきや、更なる変異株の発生により、今まで以上に緊張感を持って事にあたらなければなりません。これまで通り、マスクの着用、不要不急の外出を控えるのはもちろん、軽微であっても倦怠感や風邪症状などの体調の変化に慎重に対応せねばなりません。

感染拡大の状況は北海道でも当てはまり、連日の報道に「過去最多」の見出しが躍らない日はありません。北海道ブロックの会員事業所からは陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応について再度見直しをされているという声や、中軽度の症状の方が多いとは言え、これだけ感染者が増えると、支援者の確保が困難になるという声も聞こえてきております。暮らしの場であるグループホームの運営においては尚更といった状況です。

「withコロナ」と言われる昨今ですが、一日も早く収束し、皆が笑顔でマスクなしで会える時が訪れますよう願っております。

（北海道ブロック 門内 勇治）

全国手をつなぐ事業所協議会ニュース  
『ほっとすぺ～す』2022年2月号  
(通巻136号)  
2022年2月15日発行

【編集・発行】  
全国手をつなぐ事業所協議会  
岩手県盛岡市下飯岡15地割77-3  
TEL 019(613)7200 定価100円

手すき風再生紙製造機

かみやえいざぶろう A3

2021年4月よりレンタル開始!

詳細はお問い合わせください

紙屋栄三郎 ならカンタン手すき紙!!



A3サイズ  
420mm×297mm

紙屋栄三郎



紙屋栄三郎の3つのポイント

- 1 水と家庭用電源があれば、どこでも作業可能です。
- 2 利用者さんの障がいに応じて、作業を細分化できます。
- 3 A3サイズの紙が抄けるので商品化の幅が広がります。

通常価格：880,000円(税込)

福祉施設特別価格

704,000円(税込)

寸法：高さ：135cm 幅：90cm  
奥行き：50cm 重量：50kg

まずは  
お問合せ下さい!

全国各地の  
作業所で  
活躍中!

掃除機で脱水!

株式会社 第一クリエイティブ 担当/高木 〒422-8064 静岡県静岡市駿河区新川2-3-15  
TEL 054-285-5633 FAX 054-285-5730 URL <http://www.1cre.jp/> E-mail [webmaster@1cre.co.jp](mailto:webmaster@1cre.co.jp)

Youtube ▶

